

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第780号)

平成22年5月27日

横 情 審 答 申 第 780 号

平 成 22 年 5 月 27 日

横 浜 市 長 林 文 子 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 21 年 5 月 12 日 市 広 聴 第 187 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま
す。

「 市 民 か ら の 提 案 の う ち 、 投 稿 文 (第 19-301424 号 、 第 19-301183 号) 」
及 び 「 市 民 か ら の 提 案 の う ち 、 投 稿 文 (第 19-301249 号 、 第 19-301231 号 、
第 19-301069 号 、 第 19-301412 号) 」 の 非 開 示 決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ
い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「市民からの提案のうち、投稿文（第19-301424号、第19-301183号）」及び「市民からの提案のうち、投稿文（第19-301249号、第19-301231号、第19-301069号、第19-301412号）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市民からの提案のうち、投稿文（第19-301424号、第19-301183号）」及び「市民からの提案のうち、投稿文（第19-301249号、第19-301231号、第19-301069号、第19-301412号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年6月9日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本市広聴事業に寄せられる内容は、極めて個人的な内容も多く扱っており、その内容は投稿者の「内心の秘密に関する情報」に該当する。また、筆跡、特徴的な文章の言い回し等により、内容に関わらず、その特徴をもって個人が特定されることも考えられる。

当該事業で投稿原文として受け付けた文書については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、また、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当する。したがって、本件申立文書についても全部を非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 実施機関は、本件処分、それぞれ条例第7条第2項第2号に該当するとして、

そのすべてを不開示とする信じられない処分をした。本件処分は、いずれも、法、条例の目的、趣旨に明らかに反するばかりか、開かれた市政をうたう横浜市の情報公開制度において個人情報保護に名を借りた極めて不当かつ最悪の隠ぺい行為に外ならず、公行政を司る実施機関として求められる透明性と説明責任の趣旨からしても決して許されるものではない。

- (3) 本件処分の結果、主権者市民の必要かつ重要な調査、分析活動の機会を失わせた責任は極めて重く横浜市としては恥ずかしいものであるといわねばならず、速やかに改められるべきである。
- (4) 改めていうまでもなく、本件申立文書は明らかに重い内容の公文書そのものであり、多額の公費により施行された本件事務案件は、限定的な非開示事項を除き、本件申立文書の開示を即刻なすべきである。

5 審査会の判断

- (1) 市民からの提案に係る事業について

「市民からの提案」制度は、市政に対する意見や提案を、郵送、ファックス、インターネット、電子メールで受け付け、提案の内容に係る事業を担当する部署に届け、市政への反映を図る制度である。

「市民からの提案」の取扱いについては、「「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱」（平成20年3月市広聴第3940号。以下「実施取扱要綱」という。）及び「「市民の声」の公表の実施に関する取扱要綱」（平成20年3月市広聴第3940号。以下「公表取扱要綱」という。）に規定されている。

受け付けた「市民からの提案」に対しては、原則として提案の内容に係る事業を担当する部署が投稿者本人へ回答することとしている（実施取扱要綱第12条及び第13条）。また、このうち文書又は電子メールで回答したものについては、提案・意見の要旨とそれに対する回答及び対応状況等を市ホームページで公表することとしている（公表取扱要綱第1条及び第3条第1項）。ただし、これら「市民からの提案」は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の趣旨に則り、投稿要旨及び回答から特定の個人が識別される案件（投稿要旨及び回答中の個人情報を削除するなど修正を加えることにより、個人情報の保護が図られ、かつ投稿の趣旨が変わらないときは、この限りでない。）や投稿者から公表してほしい旨の申出があった案件は公表しないこととし（公表取扱要綱第4条）、公表にあたっては、件名及び投稿要旨は、投稿の趣旨が変わらない範囲内

で要約し、投稿本文をそのまま引用してはならないこととしている（公表取扱要綱第7条第1項）。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成19年度に横浜市に提出された「市民からの提案」のうちの6件の投稿原文である。6件の投稿原文の内訳は、教育分野、道路分野及び公園分野のそれぞれにつき、手書きの文書1件及び手書きでない文書1件となっている。

本件申立文書には、受付番号、受付年月日、件名、提案内容、投稿者の氏名（以下、一部記載のない投稿原文あり）・住所・年齢（生年）・性別・職業等・電話番号・電子メールアドレス、記載日、用紙の入手先、封筒に記載されたあて先、電子メール転送部分が記録されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報は、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人が識別され、また、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当するとして非開示としている。

これに対し、申立人は、限定的な非開示部分を除き、本件申立文書を開示すべきであると主張しているので以下検討する。

ウ 市民からの提案は、横浜市の広聴事業の一つとして設けられている制度であり、一般に広聴事業は市民からの提案・意見を市政の運営や新しい施策の検討に生かしていくものであるから、市民からの提案として提出された投稿原文には、市政に関する提案として、現在の状況やどのようにすべきであるかなどについて、投稿者の見解、主張、内心の秘密にかかわる問題などが具体的に記載されることが予定されている。このため、公表取扱要綱では、市政の透明性の確保、市政に対する疑問解消及び市民間の情報共有を図るとともに、市民からのさらなる建設的な意見を促すという趣旨から、市民からの提案の投稿要旨等を公表することとし、他方で、個人情報保護の観点から、前記(1)のとおり、市民からの提案は本制度

の趣旨に適合する必要な範囲での情報を公表することとし、投稿原文そのものを公にすることは認めないこととしている。

エ そこで当審査会が本件申立文書を見分したところ、投稿者の氏名、住所、性別、年齢等の情報とともに、教育分野、道路分野及び公園分野のそれぞれにつき、その提案内容が具体的に記載されていることが認められた。投稿者の氏名、住所、性別、年齢等の情報は投稿者の個人に関する情報であり、また、その提案内容が具体的であることから、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。

これに対し、申立人は限定的な非開示事項を除き本件申立文書を公開すべきと主張している。しかしながら、上述のように、本件の投稿原文には、教育分野、道路分野及び公園分野のそれぞれにつき、投稿者自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する主張や見解その他個人の正当な利益を害するおそれのある記載と認められるものがあることから、仮に他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができない個人情報であったとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

以上のことから、本件申立文書全体が本号本文に該当する。また、本件申立文書は、本号ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年5月12日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成21年5月13日 (第148回第二部会) 平成21年5月14日 (第145回第一部会) 平成21年5月15日 (第79回第三部会)	・諮問の報告
平成21年5月28日 (第146回第一部会)	・審議
平成22年1月28日 (第160回第一部会)	・審議
平成22年3月25日 (第163回第一部会)	・審議
平成22年4月8日 (第164回第一部会)	・審議
平成22年4月22日 (第165回第一部会)	・審議
平成22年5月13日 (第166回第一部会)	・審議